



るもい産業安全通信

[vol.3]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

化学物質等による健康障害防止対策の推進

1 化学物質による健康障害防止対策



労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 化学物質を製造し、取扱い、又は譲渡・提供する事業者において、**化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用**を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。
 - 化学物質を**製造する事業者**は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡・提供時の**ラベル表示・SDSを交付**する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を記載する。
 - 化学物質を**取り扱う事業者**は、入手したSDS等に基づく**リスクアセスメント等の実施**及びその結果に基づく**自律的なばく露低減措置**を実施する。

2 石綿、粉じんによる健康障害防止対策



労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 適正な事前調査のため、**建築物石綿含有建材調査者講習修了者**等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- **石綿事前調査結果報告システム**を用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に**必要な情報提供・費用等の配慮**について、周知を図る。
- 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、**第10次粉じん障害防止対策**に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- **トンネル工事を施工する事業者**は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「**ずい道等建設労働者健康管理システム**」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

3 熱中症、振動による健康障害防止対策



労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、**暑さ指数の把握**とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ**労働衛生教育**を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、**発症時・緊急時の措置**を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、**暑熱順化**を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、**異変を感じた際には躊躇することなく**周囲の労働者や管理者に申し出て**救急搬送**する。
- 労働者の振動障害を防止するために、「振動障害総合対策要綱」に依り的確な指導を行い、特に振動工具の**3軸合成値**に基づく使用限度時間の徹底を図る。

4 電離放射線による健康障害防止対策



労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づく健康管理を実施する。
- **医療従事者の被ばく線量管理**及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

高度安全機械等導入支援補助金

申請受付中！

車両系建設機械に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。

Web申請登録期間: 令和5年5月10日～令和6年1月24日

※予算を上回る申請があった場合、上記期間の途中であっても公募を中止することがあります。

対象となる申請者、申請の流れ等の詳細は、**建設業労働災害防止協会(建災防)のホームページ**に掲載されています。右の2次元コードから確認してください。



この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。